

## 不動産鑑定業者の変更の登録

### [手続対象者]

滋賀県知事登録の不動産鑑定業者で登録事項(名称または商号、役員、事務所の所在地・名称、専任の不動産鑑定士など)に変更があった方

### [根拠規定]

不動産の鑑定評価に関する法律第 27 条

### [提出時期]

変更があったとき遅滞なく

### [手数料]

なし

### [提出書類]

変更事項に応じて、下記のとおり

※下線の書類は、所定の様式によるものです。

#### 【法人の代表者、役員の変更】

- ①変更登録申請書
- ②法第 25 条各号に該当しないことを誓約する書面
  - (1) 登記事項証明書就任のみの場合  
現在事項一部証明書(役員に関する事項のみで可)
  - (2) 退任を含む場合  
履歴事項一部証明書(役員に関する事項のみで可)
- ③登録申請者(役員)の略歴書

#### 【専任の不動産鑑定士の変更】

- ①変更登録申請書
- ②法第 35 条第 1 項に規定する要件を備えていることを証する書面  
(専任の不動産鑑定士の辞令等)  
(登録申請者(法人の代表者)が専任の鑑定士である場合は不要)
- ③事務所ごとの専任の不動産鑑定士の略歴書

#### 【事務所の新設】

- ①変更登録申請書
- ②法第 35 条第 1 項に規定する要件を備えていることを証する書面  
(専任の不動産鑑定士の辞令等)
- ③事務所ごとの専任の不動産鑑定士の略歴書

#### 【法人の名称または商号の変更】

- ①変更登録申請書
- ②登記事項証明書  
(現在事項一部証明書:商号または名称の部分のみで可)

[提出部数]

1 部

[提出先]

滋賀県総合企画部県民活動生活課 土地対策係

〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号

TEL 077-528-3417